

うす いざわ ちく かつせい かけいかく
薄井沢地区活性化計画

栃木県日光市

栃木県

平成27年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	薄井沢地区						
都道府県名	栃木県	市町村名	日光市	地区名(※1)	薄井沢地区	計画期間(※2)	平成27年度～平成30年度

目 標 : (※3)

薄井沢地区では、農業従事者の高齢化が進み、農業経営者不足が懸念されるため、農地整備事業を円滑に実施し、農業生産基盤の整備を図り担い手への農地の利用集積を促進するとともに、農業経営の向上を発現し、後継者が積極的に農業に取り組める条件を整備することで担い手や若い農業後継者が定住できる環境を整える。これにより、当地区の定住人口について、平成23年度(203人(集落戸数77戸、H24.1.1現在))から平成26年度(198人(集落戸数80戸、H27.1.1現在))の3年間で人口減少率2.5%となっているが、この人口減少率を計画期間でも上回らないことを目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

日光市は、首都圏から約120キロ地点にあり、栃木県の北西部に位置し、面積は1,449.87km²である。
薄井沢地区は、日光市の南部に位置し、地区の西部には南北方向に県道大桑・大沢線が走り、稲作を中心とした水田地帯である。
現在は稲作を中心とした土地利用型の農業が行われており、当事業を契機として、地域の合意形成の下、担い手への農地集積及び認定農業者の育成や規模拡大に向けた取組を実施する。

現状と課題

薄井沢地区は、農業生産の基盤が未整備であり、大部分が小区画や不整形であり、農業用道路も狭隘で大型農機具の搬入に支障をきたしている状況が、農業経営の改善と農用地の利用集積に大きな障害となっている。また、農業従事者の高齢化が懸念されるため、集落戸数の維持や定住人口の維持が課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

農業生産の基盤が未整備のため、農作業効率の低下及び農業従事者の高齢化により地域活力が低下するなか、基盤の整備や後継者の育成を推進するための農地整備事業を実施することにより、生産性の高い農業基盤を確立し、農業後継者の意欲の向上及び定住の促進を図っていく。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
日光市	薄井沢	基盤整備(農用地等集団化)	日光市	有	イ	
日光市	薄井沢	基盤整備(地形図作成)	日光市	有	イ	
日光市	薄井沢	農地整備事業	栃木県	無	イ	平成30年度～平成35年度(予定)

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

薄井沢地区(栃木県日光市)	区域面積 (※2)	217ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域217haのうち農林地面積は、174haで80%を占めるとともに、21%(農業従事者27人／全就業者数130人)が農業従事者で構成された区域である。		
②法第3条第2号関係: 農業者の活性化のためには基盤整備により生産性の高い農業を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲を向上させることにより更なる定住化を進めることが有効かつ適切な区域である。		
③法第3条第3号関係: 本区域は、農業振興地域内の水田地帯であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 …該当なし

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)		構造(※6)		建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物								
工作物								
計								

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 …該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画が終了する翌年度に、農林業センサス等の統計により地区内の人口と集落戸数を把握し、栃木県と日光市が共同で評価を行う。
また、評価結果については学識経験者等第三者の意見を聞き、妥当性を検証し公表する。